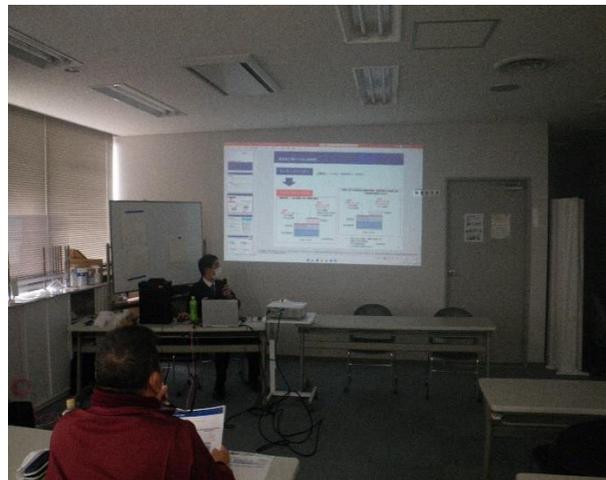


建設業の時間外労働の上限規制の適用などに関する労務管理講習会を開催しました！

令和8年2月24日、相模原労働基準監督署会議室において、当署主催の「建設業の時間外労働の上限規制の適用などに関する労務管理講習会」を開催しました。

当署から、建設業に関する時間外労働の上限規制等の改正労基法の概要、相模原労働基準監督署管内の建設業における労働災害発生状況等についての説明を行いました。また、神奈川県働き方改革推進支援センターの志村様から職場におけるパワーハラスメント防止対策、各種助成金についての説明をいただきました。

令和6年4月から建設業に対する時間外労働の上限規制が改正されましたが、建設業に工事を発注する事業場も、受注者（下請負人を含む）が長時間労働や週休2日の確保が難しいような工事を前提とする、著しく短い工期での見積もりや請負契約の締結（工期ダンピング）を行わないことが求められます。さらに、国土交通省と連携し、適正な工期設定等呼び掛けていきます。



新規

1年単位の变形労働時間制の概要

- 特定の季節（夏季・冬季など）、特定の月で業務の繁忙が大きい場合には、1年単位の变形労働時間制を用いることが効果的。
- 繁忙期の所定労働時間を長くする代わりに、閑散期の所定労働時間を短くするといったように、業務の繁忙に応じて、工夫しながら労働時間の配分を行い、労働時間の短縮を図る。導入に当たっては、就業規則への規定、労使協定の締結（届出）が必要。

制度イメージ

対象期間を平均して、労働時間は**1週40時間**まで

シフト作成のルール

- 労働日と労働日ごとの労働時間をあらかじめ労働者に示す
対象期間を1か月ごとに区分し、各期間の初日の30日前までに、その期間中の労働日・労働時間を示すことも可
- 労働日数は**年間280日**まで
- 労働時間は**1日10時間、1週52時間**まで
ただし、①労働時間が48時間を超える週は連続3回まで
②対象期間を3か月ごとに区分した各期間で、労働時間が48時間を超える週は3回まで
- 連続労働日数は対象期間では**6日**まで
特定期間では**12日**まで（1週1回の休日を確保）

積立地帯の特例

震害地帯対策特別措置法第2条第1項に基づき、震害地帯・特別震害地帯の指定を受けた道府県・市町村における建設業法第2条第1項に規定する建設工事に係る屋外作業の業務
⇒上記①②の**1週48時間**についての制限が**かからない**

建設業で働く方の上限規制

R6年3月31日まで
上限なし ※大告示（限度基準告示）の適用なし

↓

R6年4月1日以降

- 建設業（一般の業種と同じ規制を適用）
 - （原則）法律による上限
✓月45時間
✓年360時間
 - （例外）法律による上限（年6か月まで）
✓年720時間
✓複数月平均80時間
✓月100時間未満*

- 災害における復旧及び復興の事業（労基法第39条第1項）（一部規制が適用されない）
 - （原則）法律による上限
✓月45時間
✓年360時間
 - （例外）法律による上限（年6か月まで）
✓年720時間

※ 災害における復旧・復興の事業では、
・複数月平均80時間
・月100時間未満*
とする規定は適用されない